大室山ミズナラ枯損木の売払いに係る 企画提案募集要項

令和5年4月 山梨県林政部県有林課

1 趣旨

売払い対象とする物件は、ナラ枯れ被害によって枯死したミズナラの巨木 1 本である。大室山のふもとの国立公園特別保護地区及び国指定天然記念物に指定されたエリア内にあり、学術的にも貴重で青木ヶ原樹海エコツアーなどを通じて多くの来訪者を集めるシンボル的な樹木であったことから、県ではこれを有効に活用し、富士山麓の豊かな自然環境を後世に伝える森林資源として活用したいと考えている。

このため、公募型プロポーザル方式により、自然や文化財の保全に関する意識啓発や県民利益の向上につながる活用を求め、企画提案と価格を総合的に勘案し、買受者を選定するものである。

2 販売物件概要

所在地 南都留郡鳴沢村大字鳴沢字鹿ノ頭(県有林 433 林班に 2 小班)

搬出期間 引渡し日から一年間

参考価格 340,000円(消費税抜き)

(参考価格は買受希望価格を見積る際の目安として公表するもので、予定価格とは

異なることがあります。)

契約担当者 富士·東部林務環境事務所長

引渡し 売買代金入金後立木の状態で引渡し

【売り払い物件一覧表】

樹種	本数 (本)	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	材積 (m3)	備考
ミズナラ	1	216	28	17.52	巨木(令和2年度に枯死)
合計				17.52	

3 スケジュール

評価結果通知(買受候補者の特定) 令和5年6月19日(月)予定

4 募集要項の配布

配布期間 令和5年4月28日(金)から令和5年6月9日(金)まで

配布方法 山梨県林政部県有林課のホームページからダウンロードして下さい。

なお、窓口及び郵送での配布は行いません。

5 参加者の資格

参加資格は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)又はその共同体であって次の条件を満た すものとします。なお、共同体として申し込む場合は、全ての構成員が要件を満たさなければならず、 また、企画提案書提出後に申請者の構成員を変更することは出来ません。

- (1) 次のいずれかに該当する法人等でないこと。
 - ① 法人の役員等(法人については非常勤を含む役員、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。)に次のいずれかに該当する者が含まれているもの
 - ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業 を許可されていない未成年者
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるま でのもの
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しているもの
 - ③ 山梨県から指名停止措置を受けているもの
 - ④ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの
 - ⑤ 民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続き開始の申し立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされているもの
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に 規定する暴力団員又は法人等にあってはその役員が暴力団員であるもの
 - (2) 共同体を構成して申請する場合は、次の点に留意してください。
 - ①代表する法人等(以下「代表団体」という)を定めること。
 - ②共同体の構成員は、単独で又は別の共同体の構成員となって申請を行うことはできないこと。
 - ③申請書の提出後は共同体の代表団体及び構成員の変更はできないこと。

6 契約形態

公募型プロポーザル方式により企画提案について審査の上、最高得点を得た者と随意契約により売 買契約を締結する。

7 質問及び回答

企画提案に係る質問及び回答については、以下のとおりとする。

(1) 質問受付期限

令和5年5月22日(月)午後4時まで

(2) 質問方法及び送付先

提案に関する質問書(様式8)により、電子メールにて次に送信すること。 山梨県林政部県有林課

メールアドレス: kenyurin@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 回答方法

質問への回答は、令和5年5月26日(金)までに、山梨県林政部県有林課のホームページで公開する。

(4) その他

電話や口頭での質問には応じない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者 へ問い合わせることがある。

8 提出方法等

次により必要書類を持参又は郵送で提出すること。

- (1)提出書類
 - ア 企画提案書(様式1~3)
 - イ 提案者の概要がわかる資料(定款、寄付行為、パンフレット等) 共同体による申請の場合には、構成員であるすべての法人等のものを提出すること。
 - ウ 誓約書(様式4)
 - エ 参加資格確認用書類(共同体による申請の場合には、構成員であるすべての法人等のものを 提出すること。)
 - ① 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書)、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し及び印鑑証明書(3箇月以内に取得したもの)
 - ② 直近3カ年の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に関する納税 証明書(個人の県民税及び地方消費税を除く)
 - ③ 構成員届(共同体の場合)(様式5)
 - ④ 各構成員の役割、責任分担に関する事項(共同体の場合)(様式6)
 - ⑤ 委任状(共同体の場合)(様式7)
 - ※上記①、②については、3か月以内に取得した正本とする。
 - ※既に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和3年3月8日山梨県告示第67号)に規定する物品等入札参加資格者名簿に登載されている法人等は、山梨県物品等競争入札参加資格通知書の写しにより、上記①、②に代えることできる。
 - ※提出書類は、返却しない。
 - (2) 提出部数
 - 各6部(正本1部、副本5部)
 - (3)提出期限
 - 令和5年6月9日(金)午後4時必着(郵送の場合も同様とする。)
 - (4) 企画提案書類作成上の注意点
 - ① 提出書類は、A4判縦置きで横書き左綴じ、文字サイズは12ポイント程度とする。(A3 判を使用するときは、3つ折りで綴じる。)
 - ② 企画提案にかかる費用は、応募者の負担とする。
 - ③ 企画提案は、1者1案とする。
 - ④ 企画提案書の内容について、聴取する必要が生じた場合は当方から連絡することがある。
 - ⑤ 企画提案書提出後は誤字を除き追加・修正を一切認めない。
 - ⑥ 企画提案書提出後の提案内容の変更は認めない。
 - (5) 提出先及び問い合わせ先
 - 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
 - 山梨県林政部 県有林課経営担当 (担当)鈴木
 - (電話) 055-223-1658 (FAX) 055-223-1636

(メールアドレス) kenyurin@pref.yamanashi.lg.jp

9 企画提案内容

次の項目について企画提案を求める。企画提案にあたっては、企画提案書の(様式2)に示す例を 参考にすること。

- (1) 伐採に関する施工体制(伐採予定者の実績等)
- (2) 伐採の具体的な方法と手順
- (3) 伐採時の作業者、登山者等への安全確保の対策
- (4) 伐採時の周辺立木への保護対策
- (5) 搬出時の周辺植生等への保護対策
- (6) 搬出時の登山道の保護対策
- (7) 当該ミズナラの文化的価値を伝える活用方法
- (8) 山梨県産材利用促進につながる PR 方法
- (9) 実施スケジュール
- (10) 買受希望価格

10 選定者数

1 者

11 選定方法等

販売先の選定については、次表「審査基準」及び「採点基準」に基づき、山梨県林政部県有 林課が設置する選定委員会において企画提案内容の審査を行い、最高得点を得た者を買受者と する。

企画提案書提出者が一者でも評価を行うものとする。

(1) 審査基準等

①審査基準(企画提案書の審査項目及び配点)

審査項目		審査項目	審査ポイント		配点	
大項目	項目 中項目 小項目					
特殊伐採	14-51 ///	施工体制	伐採予定者は十分な実績を有しているか		5	
	特殊伐採 に係る技	伐採方法	方法は適切か		5	
	術提案	安全確保	作業者や登山者等への安全対策は万全か		5	
企画点自然環への配		周辺立木の保護	伐採時の周辺立木への保護対策は万全か		5	
	自然環境	搬出方法の適正性	周囲の植生等に負荷を与えない方法となっているか	10	5	
	への配慮	登山道の保護	か保護 搬出時の登山道の保護対策は万全か		5	
	地域振興	文化財としての活用方法	文化的価値を伝える活用方法となっているか		10	
		県産材のPR効果	山梨県産材利用促進につながるPR効果が認められるか	20	10	
価格点	配点×(応募者の買受希望価格/応募者中の最高買受希望価格)			50	50	

②採点基準

- ア)各選定委員が①の小項目ごとに、次に示す5段階で評価を行い、配点に係数を乗じて得 点を算定する。
- イ) ①の小項目ごとに選定委員の得点を合計し、選定委員の人数で除した値(小数点以下2

位を四捨五入)を応募者の小項目の集計得点とする。

ウ) 小項目の集計得点を合計したものを応募者の最終得点とする。

	係数	
5	特に優れている	1
4	優れている	0.75
3	普通	0.5
2	劣っている	0.25
1	特に劣っている	0

③失格要件

- ア)「特殊伐採に係る技術提案」又は「自然環境への配慮」の応募者の集計得点が中項目配点 の25%以下の場合。
- イ) 買受希望価格が参考価格未満の場合。

(2) 買受者の選定方法

- ①(1)の採点を行い、失格者を除いた者のうち、最終得点が最高点であった者を買受者として選定する。
- ②最高点を得た者が複数となった場合は、以下の基準により買受者を選定するものとする。 ア)「価格点」の集計得点の最高点を得た者を買受者とする。
- イ)ア)の最高点を得た者が複数となった場合は、くじ引きにより買受者を選定する。
- ③その他、審査において本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合は買受者として選 定しない。

(3) 審査結果

企画提案書の提出者あて、採択の有無を書面により通知すると共に、評価結果と選定された買受者を山梨県林政部県有林課のホームページで公開する。また、結果に対する異議申し立ては受け付けない。

12 契約の締結

(1) 契約手続

買受者に選定された者は、採択の通知を受領後、富士・東部林務環境事務所で売買契約を締結する。契約しない場合は、選定委員会において次点となった者を新たな買受者とし、売買契約を締結する。

(2) 契約金額

契約金額は、買受者が企画提案時に示した買受希望価格とする。

(3)費用負担

売買契約書(山梨県保管用の1部)に貼付する収入印紙など、契約の締結及び履行に関して 必要な費用は、買受者の負担とする。

(4) 契約保証金

免除する。(山梨県財務規則第108条の2第2項適用)

ただし、買受者が納入期限までに売買代金を完納しないときは、延滞違約金の徴収、又は契

約解除し契約金額の100分の10に相当する違約金を徴収する。

(5) 契約に付す条件

買受者は、提出した企画提案書の内容を履行すること。

13 その他

- (1) 売払い物件は枯死木であるため、材積数量の不足、材質の劣化等について保証するものではなく、買受者は売買契約締結後、売払い物件に瑕疵のあることが判明しても、売買代金の減免、損害賠償及び契約の解除を請求することは出来ない。
- (2) 搬出条件に法規制等の制約があるため、必ず事前に現地等を確認し応募すること。
- (3) 売買契約締結時から売払い物件の引き渡しの日までの間において、県の責に帰すことの出来ない理由により、売払い物件の滅失、毀損等の損害が生じたときは、買受者は契約の存続について協議することが出来る。契約を存続する場合は原則として契約書の変更には応じない。解除する場合、契約金の入金後であれば全額払い戻す。
- (4) 買受者は作業開始前に売払い物件の伐採・搬出に必要な法令等の許可を受けること。
 - ・文化財保護法(国天然記念物富士山原始林及び青木ヶ原樹海) 〔売買契約締結後、伐採に関して文化庁の許可を得る必要があり、これには通常約1ヶ月 を要する〕
 - 自然公園法(富士箱根伊豆国立公園特別保護地区)他
- (5) 買受者は当該ミズナラの活用実績について、令和6年3月31日までに別紙(様式9)により報告すること。なお、作業途中の場合は前記期日までに途中経過を報告し、完了時に別紙(様式9)により報告すること。
- (6) その他この実施要領に定めのない事項については県と協議するものとする。